

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年十一月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 宇陀市菟田野宇賀志地内

三 測量の期間 令和五年九月二十二日から同年十月三十一日まで